人口減少克服に向け、自治体と連携して

般銀

あおも

り

進

会は

本

移住・交流促進に取

ij

協働

0

組

織

です

移住促進

取り組みませんか?

一般会員

〈事業者(法人・個人)及び団体など〉

P<701

移住応援につながる自社サービスの提供

移住 (希望) 者向け割引サービスの創設・提供 生活応援用品 (雪掻き道具、日用品など) の寄贈

やくわり **2**

自治体会員と連携した 取り組み

保有物件(空き家・空き物件)の条件付貸与 冬の暮らし講習会等の開催 など

※年会費不要。ただし、協議会で作成するパンフレットへの広告掲載などを希望する場合、所要経費を負担していただくことがあります。 (参考/平成27年度パンフレット「あおもり美和」掲載料 1/2ページ掲載26,000円)

一般会員のメリット

merit 所有物件等の有効活用を 2 通した地域社会への貢献

merit 民間提案による 行政施策の充実 など

自治体会員



首都圏等で情報発信・相談対応

● 青森暮らしセミナーの開催 全国規模イベントへの出展 パンフレット配布、雑誌等への情報発信 やくわり **2**

地域の移住者受入体制の整備

お試し滞在、現地案内の仕組みづくり 移住後の定住サポート体制づくり など

協議会事業1

青森暮らし サポートセンター

有楽町 (東京交通会館内) に情報発信・移住相談の常 設ブースを開設、相談員を 配置しています。



協議会事業 2

青森暮らし セミナーの開催

青森暮らしサポートセン ターにおいて、年間10回程 度開催します。



協議会事業3

パンフレット等 作成・PR

本県の暮らしの魅力を集めた パンフ等を作成し、全国規模 のイベントなどで配布します。



入会方法…

Step1 入会申込書に必要事項を記入・押印の上、事務局までご郵送ください。

下記URLから又は「あおもり移住・交流推進協議会」で検索頂くと、Microsoft Word版をダウンロードできます http://www.pref.aomori.lg.jp/life/sumai/kanmin-renkei.html

Step2 事務局より、加入手続き完了及び今後の予定などについてメールにてご連絡します。

お問い合わせ(申込先)……

あおもり移住・交流推進協議会事務局 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1 (青森県企画政策部地域活力振興課)

首都圏におけるご相談は

青森暮らしサポートセンター

(略称:あおぐら)



T100-0006

東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 「NPO法人 ふるさと回帰支援センター」内

T E L 03-6273-4820(直通) 090-6342-6194(移住·交流相談員) F A X 03-6273-4821

E-mail aomori@furusatokaiki.net

開設時間 10:00~18:00

※月・祝日、夏季休業期間及び年末年始はお休みです。 ※相談会等で不在にする場合もございます。

f Facebook

青森県への移住関連情報を中心に、青森のモノやコト、各地で盛り上がる移住話まで、さまざまなニュースをお伝えしています。

facebook.com/aomorigurashi

▽ メールマガジン

毎月、青森県への移住関連情報のほか、首都圏における青森県に関するイベント情報などをお知らせしています。 ご配信希望の方は、下記メールにてご連絡下さい。

aomori@furusatokaiki.net

あおもり移住・交流推進協議会規約 ………

名称)

第1条/本会は、「あおもり移住・交流推進協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(目的

第2条/協議会は、本県への移住及び本県との交流を希望する者への情報発信、県内における受入体制の整備等について、会員が相互に連携して取り組むことにより、本県への移住及び本県との交流を促進し、もって人口減少社会における地域力の再生・創出に寄与することを目的とする。

(所掌事項

第3条/協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項に取り組む。

- ①移住・交流推進に係るプロジェクトの企画及び実施に関すること。
- ②その他、前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

(構成

第4条/協議会は、第2条の目的に賛同する一般会員及び自治体会員をもって構成する。

- 2 一般会員は、事業者(法人又は個人事業者)及び団体等とする。ただし、次に掲げる場合 に該当する事業者(法人又は個人事業者)及び団体等を除く。
- ①青森県暴力団排除条例 (平成 23 年 3 月青森県条例第 9 号) の基本理念に照らし、一般会員となることが不適当であると認められるとき。
- ②その他第2条の目的に照らし、一般会員となることが不適当であると認められるとき。
- 3 自治体会員は、県内の市町村及び県とする。

(入会)

第5条/本会に新たに入会しようとする者は、入会申込書(様式1)を事務局に提出し、会長 の承認を受けなければならない。

(退会)

第6条/会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会長の承認をもって会員の資格を喪失する。

- ①書面により退会を申し出たとき
- ②会員である法人が消滅したとき
- ③第4条第2項各号いずれかに該当することが認められたとき

(役員)

第7条/協議会に次の役員を置く。

- ①会長 1名 ②副会長 若干名 ③監事 若干名
- 2 会長は、青森県企画政策部次長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名し、会員の承認をもって決定する。

(役員の職務)

第8条/会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長は、会員の入会及び退会を承認する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(会議)

第9条/会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会は、次に挙げる事項を審議し、決定する。
- ①規約の制定及び改廃に関すること。
- ②事業計画・報告及び予算・決算に関すること。
- ③その他、協議会の運営に関する重要なこと。
- 3 会員は、やむを得ない事由により会議に出席することができないときは、当該団体に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。
- 4 会議の議事は、出席した自治体会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議 長がこれを決する。

(会長の専決処分)

第10条/会長は、協議会を招集するいとまがないとき、又は、簡易な事項については、これらを専決処分することができる。

2 会長は、前条の規定により専決処分をしたときは、これを次の協議会において報告し、その承認を求めなければならない。

(事務局)

第11条/協議会の事務局を青森県企画政策部において移住・交流を担当する課に置く。 2 事務局に関する事項については、会長が別に定める。

-)

(会計) 第12条/協議会の運営に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散

第13条/協議会は、その目的が達成されたとき、又はやむを得ない事由のある場合は、会議 の議決を経て解散することができる。

2 協議会が解散した場合において、残余財産があるときは、会長が協議会に諮り処理する。

(その他)

第14条/この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。 る。

- 付 則 この規約は、平成26年5月23日から施行する。
- 析 則 この規約は、平成27年11月10日から施行する。
- 附 則 この規約は、平成28年5月30日から施行する。